

議会マイクロバス購入に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城間 幹子



- 1 制限付一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 マイクロバス 1 台
 - (2) 仕様書 別紙のとおり
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる条件をすべて満たしている有資格事業者であること。
 - (1) 那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第 6 条に規定している入札参加資格者名簿に第一希望業種が「車両、付属品、販売及び整備関係」で登録されていること。
 - (2) 県内に本店又は支店を有し当該本店又は支店を登録していること。
 - (3) 経営状態が健全であると認められること。
 - (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（同要綱別表指名停止基準表に該当していないこと）
- 3 入札説明会
入札説明会を下記のとおり実施する。
 - (1) 説明会日時 平成 30 年 3 月 13 日（火） 午後 2 時～
 - (2) 説明会場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 4 階 401 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっております。
- 4 質問及び回答
 - (1) 質問期間 平成 30 年 3 月 13 日（火）から平成 30 年 3 月 14 日（水） 17 時
 - (2) 質問方法 質問書（別紙 1）を那覇市に電子メールで提出すること。
なお、電話、口頭による質問は受け付けておりません。
 - (3) 質問先 那覇市議会事務局庶務課あて
電子メールアドレス g-syomu001@city.naha.lg.jp
 - (4) 回答方法 平成 30 年 3 月 16 日（金） 14 時に那覇市ホームページで公開

5 入札・開札場所及び日時

(1) 入札・開札日時 平成 30 年 3 月 20 日 (火) 午後 2 時～

(2) 入札・開札場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 4 階 議会会議室

※本庁舎の駐車場は有料になっております。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定により免除する。

7 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき。

(2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき。

(3) 入札の日付を欠いたとき、又は入札の年月日が合わないとき。

(4) 入札書に記名押印（代表者印又は代理人の場合は代理人の印）を欠いたとき。

(5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき。

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

(7) 明らかに談合と認められるとき。

(8) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者が行ったとき。

(9) 鉛筆等容易に消去可能な鉛筆用具を使用したとき。

(10) その他入札に関する条件に違反したとき。

8 その他

(1) 最低制限価格は設定しない。

(2) 郵送による入札は認めない。

(3) 入札執行回数は 3 回までとします。

(4) 入札金額等に係る消費税の取扱い

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の実施については、本件事業にかかる平成 30 年度予算の成立を条件とします。

お問い合わせ先

那覇市議会事務局庶務課 電話番号 098-862-8108（直通）大嶺・下地